

令和4年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

- (1) 実施時期  
令和4年9月から令和5年2月まで実施。(サービス等によっては実施期間の短縮あり)
- (2) 一般指導監査  
実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人・施設・事業所数	文書指摘率 %	R3 %
法人本部	一般法人	20	0	20	10	50.0	58.3
	社会福祉協議会・共同募金会・いのちの電話	3	0	3	1	33.3	80.0
	法人本部 合計	23	0	23	11	47.8	64.7
社会福祉施設等	保護施設	1	0	1	0	0.0	—
	養護老人ホーム	0	0	0	0	0.0	0.0
	軽費老人ホーム	0	0	0	0	0.0	0.0
	有料老人ホーム	1	0	1	1	100.0	50.0
	障害児入所施設	0	0	0	0	0.0	25.0
	障害者支援施設	0	0	0	0	0.0	62.5
	保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園	84	130	214	32	15.0	5.5
	児童養護施設等	9	1	10	5	50.0	50.0
	社会福祉施設 合計	95	131	226	38	16.8	9.7
合 計		118	131	249	49	19.7	13.3

- (3) 特別監査 1 法人(障害福祉サービス事業者の監査と共同実施) ※継続
  - ・不祥事案の概要：障がい者就労支援事業所の担当職員の作業収入の着服
- (4) 指導監査の実施体制  
「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。
- (5) 指導監査における留意事項(実施方針)  
令和4年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。
  - ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
  - ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
  - ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
  - ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理
- (6) 指導監査結果の概要
  - ①一般監査
    - ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
    - ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。
- (7) 令和4年度の主な指摘事項

①法人本部（文書指摘事項）

○組織運営関係

- ・役員、評議員の欠格事事項について、反社会的勢力との関係を否定する確認書の未提出。
- ・評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員の有無の未確認。
- ・理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事の有無の未確認。
- ・評議員について、欠席が続いているので、日程の工夫や改選の検討。
- ・役員等報酬規程（役員等報酬支給基準）の支給基準の内容と乖離して報酬の支給。
- ・重要な役割を担う職員は、理事会での未決議。

○会計関係

- ・経理規程に沿っていない事務処理。
- ・会計基準省令に基づかない、経理規程の未改定。

②有料老人ホーム

- ・重要事項説明書の記載内容に誤りがあった。
- ・重要事項の揭示が不十分。
- ・有料老人ホームの職員が介護保険サービスと兼務する場合の勤務時間が不明確。
- ・ハラスメント対策が実施されていない。
- ・事故発生防止のための委員会、研修が定期的実施されていない。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。

③保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

○利用者処遇関係

- ・検食（おやつ）が未実施、記録がない。

○運営管理関係

- ・ハラスメント禁止規定が就業規則に定められていない。
- ・保育所として自らその提供する保育の質の評価を行っていない。
- ・消火訓練が毎月行われていない。
- ・避難確保計画に基づく避難訓練の結果が市へ報告されていない。
- ・会計基準の改正が経理規定に反映されていない。
- ・当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超過している。

④児童養護施設等

○入所者処遇関係

- ・ケースごとに支援記録を整備すること。

○運営管理関係

- ・管理職手当の支給根拠が不明確
- ・建物増築に伴う定款の変更がされていなかった。
- ・人権・同和問題及び権利擁護に関する研修が未実施。
- ・経理規程と実際の事務処理に相違があった。
- ・居室の面積基準を満たしていない期間があった。

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

令和4年11月から令和4年12月まで

(2) 指導

① 運営指導

区 分		運営指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率%	R3 %
居 宅 サ ー ビ ス	介護老人福祉施設	0	0	0.0	0.0
	介護老人保健施設	1	1	100.0	0.0
	介護医療院	5	5	100.0	0.0
	介護療養型医療施設	0	0	0.0	0.0
	施設合計	6	6	100.0	0.0
	特定施設入居者生活介護	0	0	0.0	50.0
	短期入所生活介護	4	4	100.0	0.0
	短期入所療養介護	5	5	100.0	0.0
	通所介護	3	3	100.0	87.5
	訪問介護	6	4	66.7	100.0
訪問看護	3	2	66.7	100.0	
訪問入浴介護	0	0	0.0	100.0	
訪問リハビリテーション	3	3	100.0	0.0	

ビ ス	通所リハビリテーション	1	1	100.0	100.0
	福祉用具貸与	0	0	0.0	83.3
	福祉用具販売	0	0	0.0	83.3
	居宅サービス合計	25	22	88.0	91.4
合 計		31	28	90.3	88.8

②集団指導

実施なし。（課ホームページへの資料掲載のみ）

(3) 監 査

実施なし。

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①運営指導

出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見指導監査室が実施。

②集団指導

高齢者福祉課が実施。

③監 査

原則として高齢者福祉課が実施し、必要があると認められる場合は関係課と共同実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

令和4年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①感染症、事故等の発生時の適切な対応

②事業継続計画（BCP）の策定

③防災対策の充実・強化

④虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取組推進

⑤人員、設備及び運営に関する基準の遵守

(6) 指導・監査結果の概要

①監 査

実施なし。

②運営指導

○居宅系サービス、介護保険施設共通

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした運営指導の徹底を図った。
- ・災害や感染症が発生した場合でもサービス提供が継続されるよう、業務継続計画（BCP）の作成を促した。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○介護保険施設

- ・感染症対策、防災対策、高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、運営指導を実施した。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

課ホームページへの資料掲載のみとした。

(7) 令和4年度の主な指摘事項

居宅系サービス

○重要事項説明書

- ・重要事項説明書の掲示がされていない。
- ・重要事項説明書の記載内容が不十分である。

○勤務体制の確保

- ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。

○居宅サービス計画の策定状況

- ・アセスメント実施の記録がない。
- ・サービス提供開始後にアセスメントを実施。

○サービス提供の記録

- ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。

- 秘密の保持
  - ・従業者との雇用時等に秘密を保持すべき旨を取り決めていない（誓約書が提出されていない）事例があった。
- 身体拘束等の適正化
  - ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- 変更届けの提出
  - ・事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった際に変更届けが提出されていない。

### 3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

- (1) 実施時期  
令和4年11月から令和4年12月まで
- (2) 指導
  - ①実地指導

区 分		実地指導施設 ・事業所数	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘率%	R3 %
施設	障害児入所施設	0	0	0.0	100.0
	障害者支援施設	0	0	0.0	0.0
障害福祉サービス	短期入所事業	0	0	0.0	50.0
	共同生活援助	1	1	100.0	100.0
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	9	9	100.0	100.0
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	0	0	0.0	0.0
	療養介護	0	0	0.0	0.0
	障害児通所支援事業	2	2	100.0	100.0
	障害福祉サービス合計	12	12	100.0	87.5
相談支援事業		0	0	0.0	100.0
合 計		12	12	100.0	91.6

- ① 集団指導
  - 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一堂に会しての開催に換え、オンラインでの動画視聴形式で実施。
- (3) 監 査
  - 1 事業所（社会福祉法人の特別監査と共同実施）※継続
    - ・不祥事案の概要：就労支援事業所の担当職員の作業収入の着服（利用者の工賃にも影響あり）
- (4) 指導及び監査の実施体制
  - 「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」及び「島根県指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。
  - ①実地指導
    - 出雲地域、隠岐地域については地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施し、石見地域については地域福祉課石見指導監査室が実施。
  - ②集団指導
    - 障がい福祉課が実施。
  - ③監 査
    - 原則として障がい福祉課が実施し、必要があると認められる場合は関係課と共同実施。
- (5) 指導・監査における留意事項（実施方針）
  - 令和4年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。
  - ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
  - ②自立支援給付の適正化
  - ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
  - ④市町村事業との整合性の確保
- (6) 指導・監査結果の概要
  - ①監 査
    - 継続中
  - ② 実地指導

- ・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は、令和4年度から義務化となった身体拘束の禁止及び虐待の防止が多く、その他は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

(7) 令和4年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・身体拘束等の適正化を図っていない。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、適切な措置を講じてない。
- ・重要事項説明書に必要な事項の記載がない。
- ・個別支援計画の原案の作成、作成に係る記録、会議の記録が作成されていない。
- ・事業所ごとの従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない。
- ・必要な事項を掲示していない。
- ・運営規定に虐待防止のための措置に関する事項を記載していない。
- ・年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、目標工賃月額及び前年度に利用者に支払われた平均工賃月額の実績について、利用者に周知していない。

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・加算要件である支援の記録が不十分。

#### 4 認可外保育施設に対する指導及び監督の実施状況

(1) 実施時期

令和4年11月から令和5年1月まで

(2) 通常の立入調査

区 分	立入施設数	文書指摘施設数	文書指摘率%	R3 %
認可外保育施設	7	4	57.0	20.0

(3) 特別立入調査

実施なし。

(4) 指導及び監督の実施体制

「島根県認可外保育施設指導監督実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 通常の立入調査

東部の施設は、子ども・子育て支援課が単独、西部の施設は、石見指導監査室が実施

② 特別立入調査

実施なし。

(5) 指導・監督における実施方針

令和4年度の指導・監督に当たっては、「認可外保育施設指導監督基準」に照らし合わせて、各種基準を満たしているかどうか留意して実施した。

(6) 指導・監査結果の概要

- ・施設の運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・施設において改善を要する事項については、概ね1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料により確認を行った。
- ・また、文書指摘に至らないまでも、改善を必要とする事項については、口頭で指導・助言をした。

(7) 令和4年度の主な指摘事項

- ・施設・サービス内容等の掲示がない。
- ・避難訓練・消火訓練が未実施。

## 令和 5 年度社会福祉法人等指導監査実施計画

島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第 10 条、島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱第 7 条、島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第 7 条、島根県指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱第 7 条及び認可外保育施設指導監督実施要領第 3 条の規定に基づき、令和 5 年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等、障害福祉サービス事業者等及び認可外保育施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査又は指導、監査及び監督（以下「指導・監査等」という。）の実施計画を次のとおり定める。

### 1 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、法人等の指導・監査等においては、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、社会福祉法人指導監査要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき法人本部監査を実施する。

なお、社会福祉施設等の指導・監査等の実施にあたっては、各市と連携し、効果的な指導・監査等を実施することとする。

#### （1）法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

#### （2）介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

#### （3）障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ④市町村事業との整合性の確保

#### （4）認可外保育施設

- ①「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことによる適正な施設運営の確保
- ②児童の権利擁護、安全対策の徹底及び適切な処遇の確保

### 2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があり、改正後、各法人最低 2 回の実地監査を行った。今後は、より効果的な監査を実施するため、これまで法人が監査時に提出していた監査調書を法人の自主点検表と位置づけ点検の機会としていただくとともに、附属資料として、契約の状況の抽出等、実地で効率的に監査を実施するための補足資料（状況調査資料）を提出していただくこととする。

また、従前からの一般監査（介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあつては「指導」）におい

て特に指摘事項の多かった項目、及びこれまでの特別監査及び監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、近年の大規模な自然災害、不審者等による事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されており、これらへの対策及び具体的な取り組み状況について、重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と定められた社会福祉施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に当たっては、市町村地域防災計画対象の全ての社会福祉施設等において作成されるよう指導を行い、また、各基準条例（※）等で規定された感染症対策の強化及び災害等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）及び児童の安全確保のための計画の策定等を促す。

（※感染症対策の強化及び業務継続に向けた取り組みの強化については、3年間の経過措置期間がある）

## （1）法人本部

### ①組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備と運用
- イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

### ②管理・経理関係

- ア 適正な会計処理（適正な契約事務、法人外資金流出への厳正な対応）
- イ 適切な資産管理
- ウ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- エ 役員等報酬等の支給状況の確認

## （2）社会福祉施設等

### ①利用者、入所者の処遇（支援）関係

- ア 適切な個別処遇（支援）計画、保育課程の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
  - ・苦情解決の取り組みの確立
  - ・身体拘束禁止への取り組みの推進
  - ・虐待等の防止

### ②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災・防犯対策の充実、強化
  - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
  - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底
- エ 利用者預り金の適正な管理

## （3）介護保険事業者等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 業務管理体制の整備
- ウ 介護報酬の請求事務の適正化
- エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- オ 虐待防止及び身体的拘束等適正化等人権の尊重の取り組みの推進
  - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化についての認識の普及と制度理解の徹底
  - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
  - ・苦情解決の取り組みの推進

- カ 防災・防犯対策の充実、強化
  - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
  - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
  - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
  - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ク 利用者預り金の適正な管理
- (4) 障害福祉サービス事業者等
  - ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
  - イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
  - ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
  - エ 重要事項の説明及び掲示
  - オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
  - カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
    - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
    - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
    - ・苦情解決の取り組みの推進
  - キ 防災・防犯対策の充実、強化
    - ・非常時の連絡・避難体制の確立
    - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
    - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
  - ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
    - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
  - ケ 利用者預り金の適正な管理
  - コ 複数の事業主体からのサービスを組み合わせて実施している事業所の運営の適正化
    - ・地域生活支援事業の実地指導主体である市町村と合同の実地指導の実施など
- (5) 認可外保育施設
  - ア 人員、設備及び運営に関する基準の確保
  - イ 施設及びサービスに関する内容についての説明及び掲示
  - ウ 防災・防犯対策の充実、強化
  - エ 児童の安全及び衛生管理
  - オ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

### 3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期については別に定める。

### 4 監査調書及び指導調書等

- (1) 監査調書及び指導調書等の種類は別表のとおりとする。
- (2) 種類ごとの監査調書及び指導調書等の内容は別に定める。



(別 表)

種 別	監 査 調 書 等
法人本部	社会福祉法人監査自主点検表（【法人本部編】、【会計管理編】）、状況調査資料
生活保護	生活保護施設監査調書
児 童	指定福祉型障害児入所施設監査調書、指定医療型障害児入所施設監査調書、指定障害児通所支援事業者指導調書
	保育所等監査調書 幼保連携型認定こども園監査調書
	児童福祉施設監査調書 （助産施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）
	認可外保育施設運営状況報告（地方裁量型認定こども園にあつては、認定こども園の運営状況報告）
障 が い	障害者支援施設指導監査調書
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活援助）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（自立生活援助）
	指定障害者支援施設指導調書
指定一般相談支援事業者指導調書 指定自立支援医療機関指導調書	
老 人	養護老人ホーム監査調書
	有料老人ホーム監査調書
	軽費老人ホーム（ケアハウス）監査調書
	*介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし（自己点検表有り）

## 指導監査における、特に頻出する指摘事例

- ✓ 指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめた。
- ✓ 各所轄庁においてご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いします。

### 1. ガバナンス関係

#### (国所管法人において頻出する指摘事例)

- 理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することなどにより欠席者が出ないよう理事会を招集すること。
- 理事の選任に当たっては、理事は、社会福祉法第44条第4項の規定により、「社会福祉事業の経営に識見を有する者」及び「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれなければいけないところ、評議員会における決議に際して、いずれに該当するかが必ずしも十分に明らかにされていなかった事実が認められた。役員の適格性を審議する上で重要な情報であることから、今後の役員の選任に当たっては、評議員会において、各候補者がいずれの要件に該当しているのかを明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行うこと。
- 事業報告及びその附属明細書については、社会福祉法第45条の28の規定により、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成すること。
- 代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。

## 指導監査における、特に頻出する指摘事例

### (自治体(都道府県・市)所管法人において頻出する指摘事例)

- 評議員の選任にあたり、評議員候補者が「欠格事由に該当しないこと」「当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと」「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないこと」を確認していないため、確認すること。
- 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないため、今後は理事会の決議により定めること。
- 評議員会の招集通知が開催日の1週間(中7日間)前までに発出されていないため、期日までに発出すること。
- 評議員会の決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員の存否が確認されていないため、確認すること。
- 評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名等の必要的記載事項が記載されていないため、今後、適切に記載すること。
- 理事の選任にあたり、理事候補者が「欠格事由に該当しないこと」「各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか」「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないこと」を確認していないため、確認すること。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないため、改めること。
- 理事会の決議にあたり、特別の利害関係を有する者の存否が確認されていないため、確認すること。
- 理事長(及び業務執行理事)は自己の職務の執行状況を定期的に理事会において報告しなければならないが、必要な回数(回数)の報告がされていないため、今後は適切に職務執行状況報告を行うこと。
- 代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。

## 指導監査における、特に頻出する指摘事例

### 2. 会計管理関係

#### (国所管法人において頻出する指摘事例)

- 社会福祉法人会計基準第29条に定める計算書類に対する注記項目のうち、第1号、第3号、第9号、第10号以外の項目については、該当項目がない場合であっても項目自体を省略することができないとされているにもかかわらず、第15号（合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要）が記載されていないため、記載すること。
- 経理規程に定める役職者（例：会計責任者、出納職員、契約担当者等）が理事長から任命されていないため、任命を行うこと。

#### (自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 予算承認の手続き（例：補正予算の編成、予算の流用等）が定款等に則したものとなっていないため、定款等に則り適正な手続きを行うこと。
- 契約の手続き（例：随意契約等）が経理規定に則したものとなっていないため、経理規程に則り適正な事務処理を行うこと。
- 計算関係書類等の様式（例：計算書類、附属明細書等）が会計基準に則して作成されていないため、会計基準にて定められた各様式に則り適正に作成すること。
- 附属明細書は、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであるため、計算書類の金額と附属明細書の金額は一致させること。